

本部事業報告書

第1. 概要

今年度は、大きな変革の年でした。これは、令和2年8月25日、神戸市による介護保険法等に基づく調査があり、そこで、きしろ荘での胃ろう行為、ケアプラン未記載、入浴回数確保できていないとの指摘を受けたのが始まりでした。

そこで、当法人内部できしろ荘の介護状況につき調査を開始したところ、きしろ荘の種福元施設長から過去にわたって無資格者が2000回を超える回数の胃ろう行為等を行っていたとの報告があったので、令和2年9月10日、神戸市に対し胃ろう等に関する当法人の調査書類を提出しました。

報告を受けた神戸市は事態を重視し、関係者のヒヤリングを経て、9月30日に改めて本格的に特別養護老人ホームきしろ荘に対し介護保険法に基づく調査に入り、その後、複数回にわたって調査が行われました。その結果、令和3年1月12日に、神戸市からきしろ荘に対し、1年間の全部効力停止（事業停止）、陽だまりの家きしろのに対し、6か月間の一部効力停止（新規募集停止及び介護報酬2割減）などの処分がなされ、各種補助金などの返還を命じられるとともに、当法人に対し、岸本圭子前理事長、岸本和男常務理事の退任などの経営体制の全面的な刷新、第三者委員会の設置とそれによる調査・提言などを中心とする特別監査結果（法人勧告）がなされました。

また、上記調査が進むに並行して、令和2年3月ケアハウスきしろ長寿の里に対し、神戸東労働基準監督署による調査が入り、是正勧告がなされたのを手始めに、複数回調査がなされ、時間外労働問題などにつき是正勧告が発せられる事態となりました。

神戸市から前記勧告を受けた結果、岸本圭子理事長、岸本和男常務理事（同時に理事、施設長も退任）や一部の理事、監事も退任し、令和3年1月16日の理事会で新しく竹入理事長、鶴田常務理事が選任されました。このように、紆余曲折を経て当法人の経営体制が全面的に変更され、新しいスタートを切ることになった次第です。

また、岸本施設長らの退任に伴い、施設長人事が新しくなされ、各施設が運営されることとなりました。

他方、昨年度から日本においても、コロナ感染が発生していましたが、令和3年1月18日頃から、きしろ荘において、介護職員がコロナウイルスに感染したと思われる発熱症状があり、同様、数名のご利用者に発熱、嘔吐、倦怠感などの症状が生じようになったので、PCR検査をしたところコロナウイルス陽性でした。すぐさま、ご利用者の入院、マニュアルに基づくコロナ対策を取ったところ、若干のご利用者様が亡くなりましたが、2月末までには新しいコロナ感染患者の発生が治まることになりました。

他方、過去の割増賃金については神戸東労働基準監督署からも勧告を受けていたので、この未払い問題を解決するべく、当法人は、在籍するすべての職員を対象に、過去に遡って未払いの割増賃金の有無の調査を行うこととし、令和2年11月19日、依頼書と時間外労働申告シートを配布し、職員から時間外労働時間の申告を受け付けました。そのうえで、組合

との交渉を経て令和3年4月30日に、その一部の割増賃金を仮払いしました。

また、多方面で時間外労働が発生していた勤怠状況の改善をめざし、従来の出勤簿から勤怠システムを導入することになり、令和2年11月25日、就業大臣の導入に着手しました。

第2、重点項目

経営体制の刷新

神戸市の勧告に基づいて経営体制を全面的に刷新するべく、理事長・常務理事等（業務執行理事）のスムーズな交替を実現し、日常業務に悪影響が出ないよう法人事業の適正な運営に努めました。また、神戸市の勧告や神戸東労働基準監督署の是正勧告などに則り、できるものから業務の改善を順次図りました。

きしろ荘のご利用者の陽だまりの家きしろへの移動

神戸市より1年間の全部効力停止（事業停止）の処分を受けたきしろ荘のご利用者に不利益にならないよう、ご利用者の陽だまりの家きしろへの移動それに伴う職員の異動を期限までにスムーズに進めました。

各種補助金

神戸市に命じられていた民間給与改善補助金等の返還（2912万円）を行いました。

諸規程の見直し、改定

各種規程を見直し、必要な改定を行うとともに、各施設間で必ずしも統一して処理されていなかった予算、決算、会計関係の取り扱いや運用を見直し、適正な会計処理を行うべく修正しました。また、法人本部を実質的に機能させるため、新たに本部を設け、人員の拡充を図りました。

人材の確保

人手不足の現状を解決するために、これまでの採用手段を見直し、多方面に働きかけることで有資格者、無資格者を問わず、積極的な人材の確保に努めました。

職員研修の改善

法令で定められた各種研修を実施するとともに、各種会議の内容、実施時間などを見直し、また職員研修についても現場に即した内容に改めるとともに、これが時間外労働の原因とならないよう工夫しました。

以上のように、現場における過去の様々な問題点を改善するためには、まだまだ時間を要しますが、これらの問題を一つ一つ改善するべく、日々努力しています。

第3、理事会・評議員会による承認について

令和2年度は、次のとおり理事会を開催し、議案について承認を得ました。

| 会議名 | 開催年月日 | 議案・報告事項 | 結果 |
|-------|-----------|------------|-------------|
| 1回理事会 | 令和2年6月12日 | ①令和元年度事業報告 | 原案が承認されました。 |

| | | | |
|--------------------------|-----------|---|---|
| (書面による理事会決議 定款28条2項以下同じ) | | ②令和元年度決算報告 | 原案が承認されました。 |
| | | ③令和2年度定時評議委員会の議題等 | 令和元年度事業報告、令和元年度決算報告を議題とすることを承認。 |
| | | ④きしろ荘及び陽だまりの家きしろの施設長の選任 | きしろ荘は種稲憲太郎、陽だまりの家きしろは勝木康裕を選任しました。 |
| | | ⑤第三者委員の退任に伴う新第三者委員の選任 | 駒原克則を選任しました。 |
| | | (1) 理事長職務執行状況の報告 | |
| 2回理事会 | 令和2年10月5日 | ①理事退任に伴う新理事候補推薦 | 種稲理事が退任し、吉安秀男が新理事候補となりました。 |
| | | ②評議委員会の議題等 | 新理事を選任することを承認。 |
| | | ③きしろ荘施設長退任に伴う新施設長の選任 | 種稲施設長が退任し、勝木康裕が新施設長に就任しました。 |
| | | ④陽だまりの家きしろの施設長退任に伴う新施設長の選任 | 陽だまりの家きしろは勝木康裕施設長が退任し、吉田太一を新施設長に選任しました。 |
| | | (1) 介護保険法に基づく神戸市の監査結果の報告(きしろ荘での医療行為を含む) | |
| | | (2) 労働基準監督署の調査結果 | |
| | | (3) 労働組合の結成 | |
| 理事会(書面による理事会決議) | 令和2年10月9日 | ①きしろ荘、千山荘、陽だまりの家きしろの新施設長の選任 | きしろ荘は丹埜、千山荘は勝木、陽だまりの家きしろは吉田が選任されました。 |
| 理事会(書 | 令和2年11月2日 | ①調査改善委員会の立ち | 原案が承認されました。 |

| | | | |
|------------|------------|---|--|
| 面による理事会決議) | | 上げ | |
| | | ②鶴田理事の調査改善委員会委員長就任に伴う法人と鶴田理事との間の委任契約の承認 | 原案が承認されました。 |
| 5回理事会 | 令和2年12月11日 | ①令和2年度1次補正予算 | 原案が承認されました。 |
| | | ②令和2年度第3回評議委員会開催日程 | 原案が承認されました。 |
| | | ③新評議員選任 | 新田勝哉を評議員候補に選任。 |
| | | 理事長職務執行状況の報告 | |
| 6回理事会 | 令和2年12月24日 | ①施設長岸本圭子の定年延長について | 両名とも、65歳の誕生日から令和3年3月まで定年延長を認めることが承認されました。 |
| | | ②施設長岸本和男の定年延長について | |
| | | ③岸本圭子理事長、岸本和男常務理事の辞任、後任理事長と常務理事の選任について | 辞任案が撤回されました。 |
| 7回理事会 | 令和3年1月15日 | ① 新理事長の選任 | 竹入正視が新理事長に選任されました。 |
| | | ② 新常務理事の選任 | 鶴田正信が常務理事に選任されました。 |
| | | ③ 施設長の選任同意 | きしろ荘と千山荘は丹埜一樹、きしろ長寿の里は勝木康裕、六甲台ピラは蒲谷祐二が選任されました。 |
| | | ④評議委員会に提案する理事候補者の選任 | 理事候補者として丹埜、勝木、吉田が選任されました。 |
| | | ④ 臨時評議員会の召集 | 原案とおり承認されまし |

| | | | |
|-------|-----------|--|---------------|
| | | | た。 |
| | | ⑤ 第三者委員会設置 | 原案とおり承認されました。 |
| | | (1) 神戸市のきしろ荘、陽だまりの家きしろに対する全部、一部効力停止について | 報告されました。 |
| | | (2) 勧告書、第三者委員会の設置について | |
| | | (3) 補助金の取り扱い、交付決定取り消しについて | |
| | | (4) 各種補助金の交付取り消し、返還について | |
| | | (5) 岸本圭子の理事長、理事、施設長辞任 | |
| | | (6) 岸本和男の常務理事、理事、施設長辞任 | |
| | | (7) 吉安秀男の理事辞任 | |
| | | (8) 蟬川寛嗣の監事辞任 | |
| 8回理事会 | 令和3年2月17日 | ① 評議員会に提出する「役員及び評議員の報酬及び費用弁償に関する規程」の改正 | 原案とおり承認されました。 |
| | | ② 評議員会招集 | 原案とおり承認されました。 |
| | | ③ 2次補正予算 | 原案とおり承認されました。 |
| | | (1) 神戸市への改善報告書 (2) 理事長専決事項の報告(給与規定等の改正、経理規程の改正) | 報告されました。 |
| 9回理事会 | 令和3年2月26日 | ① 2次補正予算の修正 | 原案とおり承認されまし |

| | | | |
|--------|-----------|--------------------|--------------------|
| | | | た。 |
| | | (1) 神戸市からの調査結果 | 報告されました。 |
| 10回理事会 | 令和3年3月24日 | ① 3次補正予算 | 原案とおり承認されました。 |
| | | ② 令和3年度事業計画書 | 原案とおり承認されました。 |
| | | ③ 令和3年度当初予算 | 原案とおり承認されました。 |
| | | ④ 監事候補者選任 | 藪脇直樹を候補者として選任しました。 |
| | | ⑤ 評議員会の召集 | 原案とおり承認されました。 |
| | | (1) 神戸市へのきしろ荘の改善報告 | |
| | | (2) 兵庫県の監査 | |
| 11回理事会 | 令和3年3月31日 | ① 令和2年度3次補正予算の修正 | 原案とおり承認されました。 |
| | | ② 令和3年度当初予算 | 原案とおり承認されました。 |

令和2年度は、次のとおり評議員会を開催し、議案について承認を得ました。

| | | | |
|-----------|------------|---|------------------|
| 1 回定時評議員会 | 令和2年6月24日 | ① 令和元年度事業報告 | 原案が承認されました |
| | | ② 令和元年度決算報告 | 原案が承認されました |
| 2 回評議員会 | 令和2年10月8日 | ① 新理事の選任 | 吉安秀男を新理事に選任しました。 |
| | | (1) 介護保険法に基づく神戸市の監査結果の報告(きしろ荘での医療行為を含む) | |
| | | (2) 労働基準監督署の調査結果 | |
| | | (3) 労働組合の結成 | |
| 3 回評議員会 | 令和2年12月17日 | ① 令和2年度1次補正予算 | 原案が承認されました |

| | | | |
|---------------|-----------|---|-----------------------|
| | | 理事長職務執行状況の報告 | |
| 4回評議員会 | 令和3年1月16日 | ① 新理事の選任について | 丹埜一樹、勝木康裕、吉田太一を新理事に選任 |
| | | (1) 神戸市のきしろ荘、陽だまりの家きしろに対する全部、一部効力停止について | 報告されました。 |
| | | (2) 勧告書、第三者委員会の設置について | |
| | | (3) 補助金の取り扱い、交付決定取り消しについて | |
| | | (4) 各種補助金の交付取り消し、返還について | |
| | | (5) 岸本圭子の理事長、理事、施設長辞任 | |
| | | (6) 岸本和男の常務理事、理事、施設長の辞任 | |
| | | (7) 吉安秀男の理事辞任 | |
| (8) 蟬川寛嗣の監事辞任 | | | |
| 5回評議員会 | 令和3年2月26日 | ① 役員及び評議員の報酬及び費用弁償に関する規程の改正 | 原案とおり承認されました。 |
| | | ② 令和2年度予算補正 | 原案とおり承認されました。 |
| | | (1) 神戸市からの改善勧告等に対する報告 | 報告されました。 |
| 6回評議員会 | 令和3年3月31日 | ① 令和2年度補正予算 | 原案とおり承認されました。 |
| | | ② 令和3年度事業計画 | 原案とおり承認されました。 |
| | | ③ 令和3年度当初予算 | 原案とおり承認されました。 |

| | | |
|--|---------------|---------------|
| | ④監事選任 | 原案とおり承認されました。 |
| | (1) 神戸市への改善報告 | 報告されました。 |
| | (2) 兵庫県監査 | 報告されました。 |

第4, 理事長による理事会に対する報告事項について

理事長による専決決裁事項につき、理事会に対し次のとおり報告がなされました。

| 年月日 | 内 容 |
|------------|---|
| 令和2年8月25日 | 面真人氏と当法人との労務管理（労働組合対応等）に関する顧問契約締結 |
| 令和2年9月1日 | J P S 法律事務所との間で団体交渉などの労働事件に関する顧問契約締結 |
| 令和2年10月18日 | 創知法律事務所との間で内部調査に基づく調査報告書の作成、マスクミ対応、行政対応などについて委任契約締結 |
| 令和2年11月2日 | 鶴田正信法律事務所との間で調査改善委員会に関する業務の委任契約（書面による理事会承認済み）並びに、これとは別に法人の業務執行に関する法的観点からの助言及び検討書等の作成に関する委任契約を締結 |
| 令和2年11月4日 | 創知法律事務所の作成に係る六甲鶴寿園調査報告書を提出。神戸市監査指導部へ提出 |
| 令和2年11月9日 | 創知法律事務所の作成に係るご家族様宛ご報告お詫びを家族様に送付（全施設） 法人職員宛、ご連絡・調査改善委員会発足のご連絡について回覧閲覧実施（全職員） |
| 令和2年11月19日 | 調査改善委員会が作成した時間外労働申告シートを職員に配布し、過去の時間外労働に関する内部調査開始 |
| 令和2年12月3日 | 就業大臣（労務管理システム）導入を順次開始 |

第5, 監事監査について

| 年月日 | 監査内容 | 結果 |
|-----------|----------|---|
| 令和2年5月22日 | 事業報告等の監査 | 事業報告等は、法人の状況を正しく示している。理事の職務執行に不正行為なく、法令に違反する重大な事実が認められない。 |

| | | |
|--|-----------------|--|
| | 計算関係書類及び財産目録の監査 | |
|--|-----------------|--|

第6，神戸市による監査について

| 年月日 | 調査・監査の内容 | |
|------------------------|---|---|
| 令和2年8月25日 | 介護保険法等に基づく調査 ・特別養護老人ホームきしろ荘 ・デイサービスなごみ ・養護老人ホーム六甲台ピラ | きしろ荘での胃ろう行為、ケアプラン未記載、入浴回数が確保できていないとの指摘あり。 |
| 令和2年9月10日 令和2年9月18日 | 神戸市に対し胃ろうに関する当法人の調査書類を提出。 神戸市による事情調査。 ・種稲施設長、岸本圭子理事長 | |
| 令和2年9月30日 | 介護保険法に基づく調査・特別養護老人ホームきしろ荘 | 神戸市が関係書類を押収し持ち帰る。 |
| 令和2年10月21日 | 社会福祉法人の業務等に関する指導監査（特別監査） ・六甲鶴寿園 介護保険法に基づく調査 ・ケアハウスきしろ長寿の里 ・特別養護老人ホーム陽だまりの家きしろ | 各種書類・ファイルを預かり、持ち帰る。 |
| 令和2年11月4日 | 社会福祉法人の業務等に関する指導監査（特別監査） 社会福祉法人指導監査に係る指導監査職員の追加 ・六甲鶴寿園 | |
| 令和2年11月13日 | 社会福祉法に基づく調査 ・ケアハウスきしろ長寿の里 ・養護老人ホーム六甲台ピラ ・特別養護老人ホーム陽だまりの家きしろ | |
| 令和2年12月10日 | 介護保険法に基づく調査 ・特別養護老人ホームきしろ荘 | |

第7，神戸東労働基準監督署による調査・是正勧告などについて

| 年月日 | 調査・是正勧告の内容とそれに対する当法人の対応 |
|----------|---|
| 令和2年3月3日 | 是正勧告 ケアハウス長寿の里 1. 割増賃金の支払、2. 正しい労働日数の記載、3. 検査結果と報告書の提出 |

| | |
|----------------|--|
| | (労基法第37条・労基法第108条・安衛法第100条) 指導票 1. 労働時間の適正な把握について 2. 特別条項付き時間労働に関する労使協定について 3. 休憩時間の適正な取得について |
| 令和2年3月13日 | 是正・改善報告書提出 (労基法第37条・労基法第108条) |
| 令和2年4月15日 | 指導票の改善報告書提出 1. 労働時間の適正な把握について 2. 特別条項付き時間労働に関する労使協定について 3. 休憩時間の適正な取得について |
| 令和2年7月27日 | 是正勧告 ■■■事務員の時間外労働につき割増賃金を支払うよう 是正勧告があった。 (労基法第37条1項) |
| 令和2年7月30日 | 是正・改善報告書(■■■事務員に割増賃金を支払ったこと)提出 (労基法第37条1項) |
| 令和2年9月11日 | 立ち入り調査(きしろ荘) ■■■事務員が労災請求を行ったことに 伴い、その対象となった労働時間につき労働時間集計表を作成する よう指導があった。 是正勧告 指導票 (労基法第37条・労基法第89条・労基法第106条・安衛法6 6条安衛則第45条・安衛法66条安衛令第51条の2) |
| 令和2年9月15日 | 指導票(割増賃金の支払、過去6カ月にわたって労働時間の実態調 査を命ずる。) |
| 令和2年9月30日 | 是正・改善報告書提出(■■■事務員の労働時間の集計表、きしろ荘 職員の未払残業代の支払報告書、検診受診一覧表を提出) (労基法第37条・労基法第89条・労基法第106条・安衛法6 6条安衛則第45条・安衛法66条安衛令第51条の2) |
| 令和2年11月19 日 | 労働基準法違反被疑事件に関する調査 ■■■事務員などの関連の資料の押収 |

第8, 労働組合の動き

| | |
|-----------|--|
| 令和2年7月頃 | ■■■事務員のことにつき神戸東労働基準監督署へ時間外労働によ る割増賃金の救済申立がなされる。 |
| | ■■■事務員のことにつき神戸東労働基準監督署へ労災申請の申立。 |
| 令和2年8月25日 | 全国一般兵庫地方労働組合から六甲鶴寿園支部を結成した旨の通 |

| | |
|-----------|-------------------------------|
| | 知があり、要求書が提出される。 |
| 令和2年9月30日 | 第1回団体交渉。労働組合幹部と永瀬委員長が記者会見を行う。 |
| | 以後、団体交渉が定期的に行われる。 |

第9, マスコミ等の動き

| | |
|-----------|--|
| 令和2年9月6日 | 種稲元施設長が神戸新聞から直接取材を受ける。 |
| 令和2年9月25日 | 神戸新聞に種稲元施設長の冒ろう行為、岸本理事長によるパワハラなどの記事が掲載される。 |
| その後 | 朝日・毎日新聞などにも掲載され、NHKなどのテレビ媒体でも報道される。 |

第10, 理事及び評議員

各時期における理事及び評議員の氏名は以下のとおりです。

| | 令和2年4月1日現在 | 令和3年3月31日現在 |
|------|------------|-------------|
| 理事長 | 岸本 圭子 | 竹入 正視 |
| 常務理事 | 岸本 和男 | 鶴田 正信 |
| 理事 | 竹入 正視 | 入江 竹子 |
| | 鶴田 正信 | 丹埜 一樹 |
| | 入江 竹子 | 勝木 康裕 |
| | 種稲 憲太郎 | 吉田 太一 |
| 監事 | 奥村 晴夫 | 奥村 晴夫 |
| | 蟬川 寛嗣 | 藪脇 直樹 |
| 評議員 | 近藤 系子 | 近藤 系子 |
| | 高谷 明 | 高谷 明 |
| | 南 葉子 | 南 葉子 |
| | 鳥居 隆史 | 鳥居 隆史 |
| | 宝谷 喬子 | 宝谷 喬子 |
| | 福原 初子 | 福原 初子 |
| | 吉安 秀男 | 新田 勝哉 |

第11, 施設長

各時期における施設と施設長の氏名は以下のとおりです。

| 施設名 | 令和2年4月1日現在 | 令和3年3月31日現在 |
|---------------|------------|-------------|
| 特別養護老人ホームきしろ荘 | 種稲 憲太郎 | 事業停止中 |
| 養護盲老人ホーム千山荘 | 丹埜 一樹 | 丹埜 一樹 |

| | | |
|-------------------------|-------|-------|
| 養護老人ホーム六甲台ビラ | 岸本 和男 | 蒲谷 祐二 |
| ケアハウスきしろ長寿の里 | 岸本 圭子 | 勝木 康裕 |
| 特別養護老人ホーム陽だまりの家 きしろの | 未開設 | 吉田 太一 |
| 六甲鶴寿園診療所 | | |